

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 8 月 11 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ヤマト
 住所 奈良県桜井市大字上之庄160番地の3
 代表者氏名 ベツブタツヅコ
 代表取締役 別府 多津子
 電話番号 0744-43-0113
 FAX番号 0744-43-2000
 メールアドレス info@yamato-hometechno.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和⁴年⁸月¹²日

申請者 氏名又は名称

大和ホームテクノ株式会社
奈良県桜井市大字上之庄160番地の3
代表取締役 別府 多津子

住 所

代表者 氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
ベッポ タツコ 代表取締役 別府 多津子	
事業の範囲	建設業・管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	ヤマト 大和ホームテクノ株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 633-0061 住所 奈良県桜井市大字上之庄160番地の3 電話番号 0744-43-0113 FAX番号 0744-43-2000 メールアドレス info@yamato-hometechno.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
モリタ タカシ 森田 忠成	第2745153

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 4 年 8 月 22 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	250	2	
	パイプカッター	SA-50A	1	
	端ビカッター	PCT6-42	2	
管の加工用の 機械器具	やすり	300平型判丸型	1	
	パイプねじ切り器	100Aドメ-2	1	
管の接合用の 機械器具	トキランフ	ガスボンベ式	2	
	パイプレンチ	13~100	1	
水圧テストポンプ	手動式	TP-50	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 8 月 21 日

申請者

氏名又は名称

大和ホームテクノ株式会社

住 所

奈良県桜井市大字上之庄160番地の3

代表者 氏名

代表取締役 別府 多津子

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県桜井市大字上之庄 160 番地の 3
大和ホームテクノ株式会社

会社法人等番号	1500-01-020351	
商 号	大和ホームテクノ株式会社	
本 店	<u>奈良県桜井市大字栗殿 461 番地の 5</u>	
	奈良県桜井市大字上之庄 160 番地の 3	令和 2 年 7 月 15 日移転
		令和 2 年 8 月 7 日登記
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成 27 年 11 月 11 日	
目 的	<p>当会社は、快適で健康な住生活の提案を通じて、より良い住環境の実現に貢献することを目的とする。</p> <p>当会社は上記の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築工事、管工事、土木工事、電気工事、外構工事、造園工事の企画設計、施工、監理及び請負 2. 住宅増改築の企画及び請負 3. 住宅設備機器の販売、設計管理及び請負、施工 4. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸ならびに管理 5. 飲食業 6. 食料品、雑貨の販売 7. 講習会、セミナー、研修会等の企画、運営及び実施 8. 前各号の付帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	1000 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 60 株	
資本金の額	金 300 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならぬ。当会社の株主及び取締役が当会社の株式を譲渡により取得する場合は、株主総会が承認したものとみなす。	
役員に関する事項	取締役	別府多津子

奈良県桜井市大字上之庄 160 番地の 3
大和ホームテクノ株式会社

	奈良県桜井市大字栗殿 461 番地の 5・201 <u>代表取締役 別府 多津子</u>	
	奈良県桜井市大字上之庄 160 番地の 3 代表取締役 別府 多津子	令和 2 年 7 月 15 日住所 移転
登記記録に関する 事項	設立	令和 2 年 8 月 7 日登記 平成 27 年 11 月 11 日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 4 年 8 月 22 日 ✓

奈良地方法務局桜井支局

登記官

北 田 登



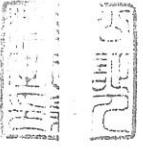
定 款

大和ホームテクノ株式会社

平成 27 年 10 月 30 日 作成

平成 27 年 11 月 5 日 公証人認証

平成 27 年 11 月 11 日 会社成立



大和ホームテクノ株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、大和ホームテクノ株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、快適で健康な住生活の提案を通じて、より良い住環境の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 当会社は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 建築工事、管工事、土木工事、電気工事、外構工事、造園工事の企画設計、施工、監理及び請負
2. 住宅増改築の企画及び請負
3. 住宅設備機器の販売、設計管理及び請負、施工
4. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸ならびに管理
5. 飲食業
6. 食料品、雑貨の販売
7. 講習会、セミナー、研修会等の企画、運営及び実施
8. 前各号の付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 4 条 当会社は、本店を奈良県桜井市に置く。

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。当会社の株主及び取締役が当会社の株式を譲渡により取得する場合は、株主総会が承認したものとみなす。

(株券の不発行)

第8条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(特定株主からの自己株式の取得)

第10条 当会社は株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部または一部を取得することができる。
② 前項の場合、当会社は会社法第160条第2項及び同条第3項の規定を適用しないものとする。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第11条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。



(質権の登録及び信託財産の表示)

第 12 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 13 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 14 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役社長は、取締役の過半数の同意を得た上、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 15 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

(招集手続)

第 16 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。



(招集権者及び議長)

- 第 17 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により代表取締役がこれを招集し、議長となる。
- ② 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 19 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとする場合には、その代理人は、当会社の議決権を有する株主 1 名であることを要する。
- ② 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

- 第 20 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

- 第 21 条 当会社は、取締役 5 名以内を置く。



(代表取締役)

第 22 条 当会社の取締役が 1 名であるときはその取締役を、取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

(社長)

第 23 条 取締役が 2 名以上ある場合は代表取締役を、取締役が 1 名の場合は当該取締役を社長とする。

(取締役の選任)

第 24 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第 25 条 取締役の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第 26 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第 27 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け る財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当会社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月末日までとする。

(剰余金の配当)

第 29 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当がその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式等)

第 30 条 当会社の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という）の総数は、普通株式 60 株とし、発起人がその全部を引き受ける。

- ② 発起人が前項の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、1 株につき金 50,000 円とする。

(設立に際して出資される財産の価額等)

第 31 条 当会社の設立に際して出資される財産の価格は、金 300 万円とする。

- ② 当会社の設立時の資本金は、金 300 万円とする。

(最初の事業年度)

第 32 条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成 28 年 10 月末日までとする。

(設立時取締役)

第 33 条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 別府 多津子

(発起人)

第 34 条 当会社の発起人の氏名又は住所、発起人が設立に際して割当てを受け、引き受けた株式数及び株式と引換えに払い込む金額は、次のとおりである。

住所 奈良県桜井市大字栗殿 461 番地の 5 201

氏名 別府 多津子

普通株式 60 株 300 万円 (1 株につき 5 万円)

(定款に定めのない事項)

第 35 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めところによる。

大和ホームテクノ株式会社設立に際し、発起人 別府 多津子 の定款作成代理人である 行政書士 林 弘行 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成 27 年 10 月 30 日

発起人 別府 多津子

上記発起人の定款作成代理人

行政書士 林 弘行

行政書士
林 弘行
電子署名

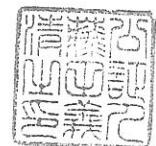


同一の情報の提供

提供の日付： 平成27年11月5日

公証人：

藤田 義清



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市内侍原町6番地

奈良県林業会館ビル3階

請求対象の登簿管理番号： 15-1401000802000084

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人： 藤田 義清

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市内侍原町6番地

奈良県林業会館ビル3階

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。

徐公左林人氏之印

老菊堂 簿錄 分藏者



この定款の字しきは、原本に相違ありません。

令和4年 8月 22日

大和ホームテクノ株式会社
代表取締役 別府 多津子



第二七四五一号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

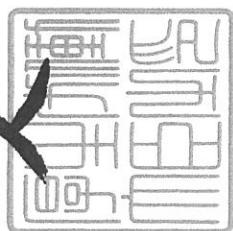
氏名 森田 忠成

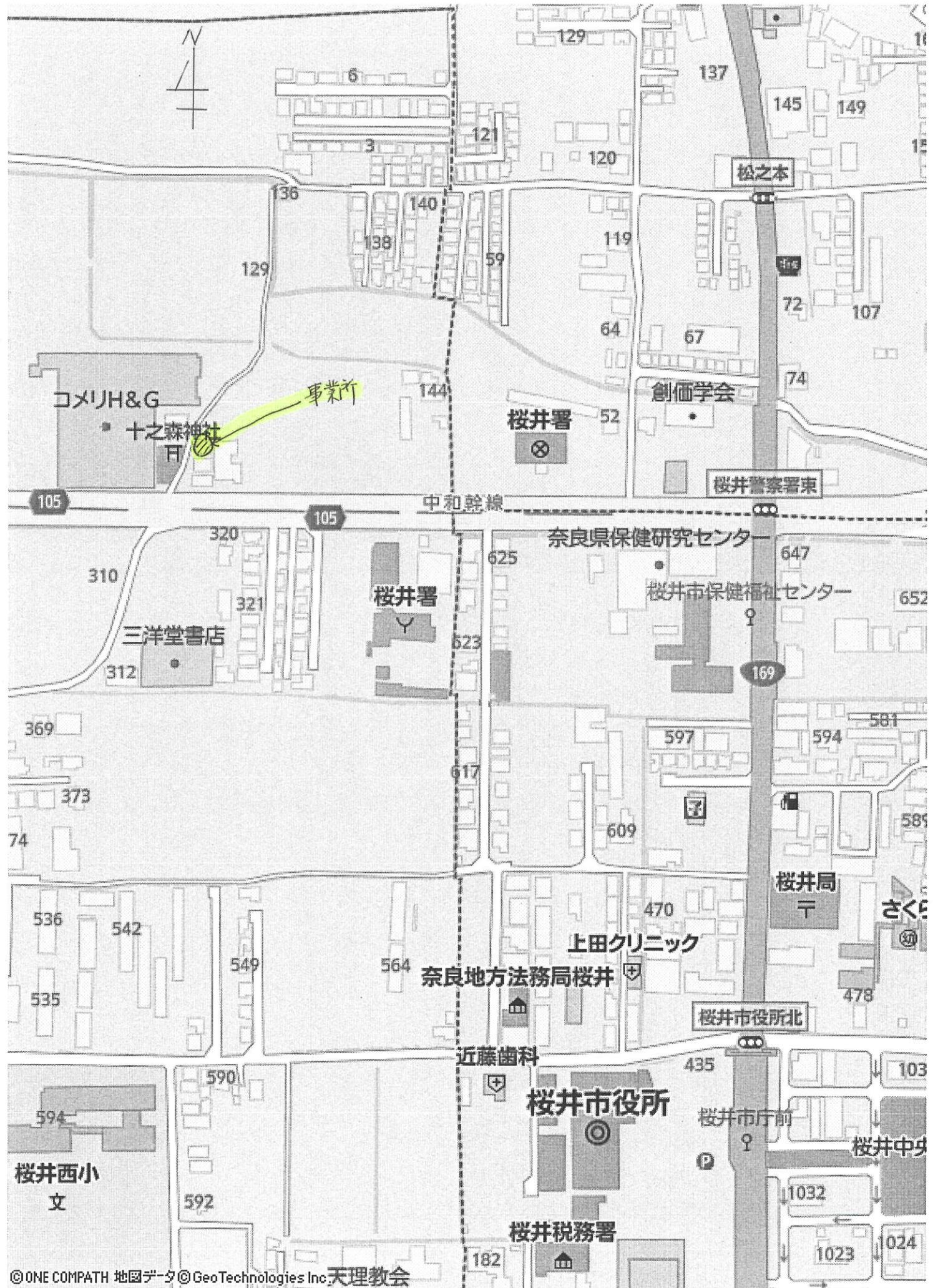
昭和四十年四月六日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

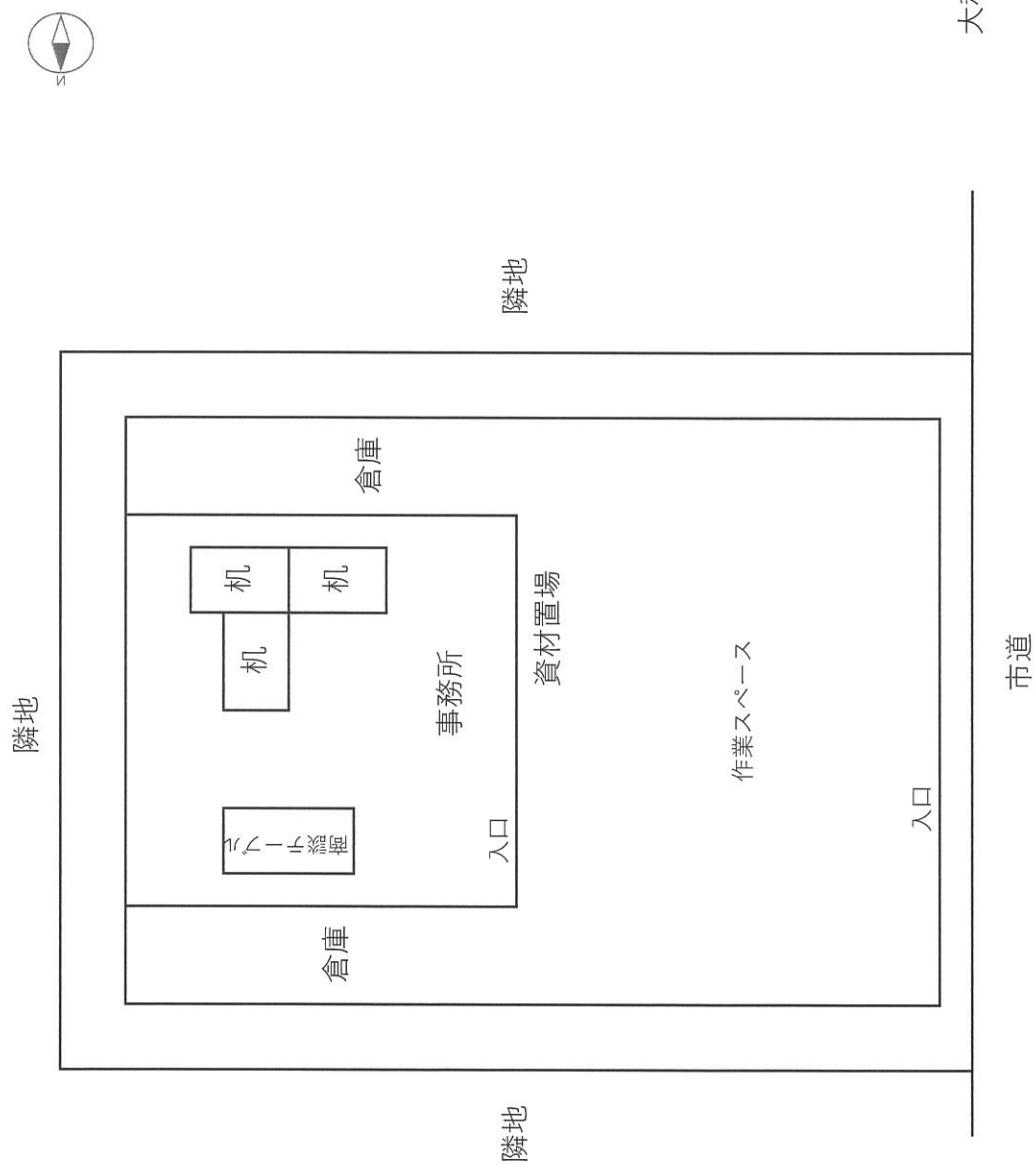
平成二十六年二月二十七日

厚生労働大臣 田村憲人





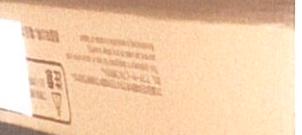
大和ホームテクノ株式会社見取図







10月



ヤマト



内



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 8 月 22 日

申請者 フリガナ ヤマト
 氏名又は名称 大和ホームテクノ株式会社
 住所 奈良県桜井市大字上之庄160番地の3
 代表者氏名 ベッペ・タツヨ
 代表取締役 別府多津子
 電話番号 0744-43-0113
 FAX番号 0744-43-2000
 メールアドレス info@yamato-hometechno.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和4年8月22日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者 氏名

ヤマト
大和ホームテクノ株式会社
奈良県桜井市大字上之庄160番地の3
代表取締役 別府 多津子

選任 の届出
解任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	大和ホームテクノ株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
モリヌ タタヒチ 木下 忠成	第2745153	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第二七四五一号

給水装置事務技術者免状
第ノ二

本籍 奈良県

氏名 森田忠成

昭和四十年四月六日生

水道法(昭和二年法律第百七号)の
規定により給水装置事務技術者
技術者免状を交付する。

平成二十六年二月二十七日

厚生労働大臣 田村憲久

